

**「高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する
効果的な広報戦略実証事業」
公募要領**

1. 事業名

「高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する効果的な広報戦略実証事業」

2. 事業の趣旨

高等学校は初等中等教育段階最後の教育機関として、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められている。また、生徒一人一人が自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることを後押しするために、「生徒を主語にした」高等学校教育を実現するべく、全ての高等学校における特色・魅力ある教育の実現が求められている。

さらに、高等学校のうち、職業教育を主とする学科を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程等（以下「専門高校等」という。）においては、産業構造の急速な変化に対応した実践的な教育が求められるが、教科指導で使用される教科書は改訂間隔が約 10 年あり、必ずしも最新の産業界の状況を取り入れたものではないこと、職業教育を主とする専門学科においては、生徒数が少ないことや、専門性が高いことから、教科書に準拠した教材等が民間会社で作成されづらいことから、産業界の最先端技術の動画等のデジタル教材を活用すべきとの指摘がある。

これらのことから、本事業においては、特色・魅力ある教育を行っている高等学校の取組内容を収集し、全国の高等学校が教育改革を実践する際の参考となるよう、広く高等学校教育関係者に共有するために情報発信する場を設けて、効果的な情報発信を実施する。加えて、産業界の変化に柔軟に対応した指導事例の横展開のため、専門高校等において既存のデジタル教材や産業界と連携して開発した教材等を活用し、産業界の変化に柔軟に対応した指導実践事例等について調査研究を行う。

これらの取組をもって、全国の高等学校の特色化・魅力化を推進するとともに、産業界と連携した職業教育を主とする専門学科の指導の充実を図り、高等学校教育の質の向上を目指す。

3. 事業の内容

本事業においては、下記（１）～（３）に取り組むことにより、全国の高等学校の教職員等をはじめとした高等学校教育関係者に向けて、高等学校における特色・魅力あるカリキュラムや教育実践などをはじめとした取組やその他高等学校の魅力を発信するためのコンテンツについての効果的な広報戦略や、職業教育を主とする専門学科においてデジタル教材を活用した指導実践事例に関する調査研究を行う。

（１）情報発信の拠点となるポータルサイトの構築及びコンテンツの作成

構築するポータルサイトの主なターゲット層は、全国の高等学校や教育委員会の教職員をはじめとした高等学校教育関係者を想定しているため、そのターゲットにとって適切な広報戦略に基づく構成とし、ポータルサイト訪問者にとって、見やすく、分かりやすく使いやすい構成とすること。なお、ポータルサイト構築にあたって、中学生やその保護者をはじめとした一般の方をターゲットとしたサイト構成も併せて展開すべき等の提案がある場合は、当該ターゲットにとって適切な広報戦略を提示すること。本ポータルサイトをプラットフォームとして、コンテンツ等の情報を学校設置者等が活用できるようにすること。

なお、ポータルサイト構築にあたっては、以下及び関連の文書を確認のうえ、記載されている政府機関等のルールについて遵守すること。

- ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」
- ・「文部科学省情報セキュリティポリシー」
- ・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和3年度版）」
(<https://www.nisc.go.jp/active/general/ki junr3.html>)
- ・安全なウェブサイトの作り方（IPA）
(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>)
- ・セキュア・プログラミング講座 Web アプリケーション編（IPA）
(<https://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/programmingv2/web.html>)
- ・日本語版 Web サイトガイド (<https://cio.go.jp/guides>)
- ・政策目的別 Web サイトガイド
(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/websiteguide_s p-v1.0-20161201.pdf)

以下にセキュリティ等の要件について、想定し得る内容を記載するが、今後、事業の進捗やセキュリティ上の観点等から、変更の可能性がある。これらについては都度、個別に委託者と協議のうえ詳細要件の了解を得たうえで、構築、運用保守等を実施すること。

【ドメイン、その他要件】

- ①ウェブサイト構築にあたっては、以下の最新版の資料を必要に応じて参照し、ウェブサイト内検索・グローバルナビゲーション・カルーセル等の機能を備えるなど、学校設置者等が活用しやすい機能及びデザインの工夫を施すこと。なお、構築、移行に必要なデータや情報は、委託者あるいは委託者が指定する業者から提供を受け、必要な調整を行うこと。
 - ②本 WEB ページは、パソコン、タブレット、スマートフォンの各端末で動作し、かつ以下の環境で動作することが保証できること。別途ソフトウェアのインストールが必要な場合は、文部科学省の承認を得ること。
- ・システム管理者（文部科学省の業務用端末の利用環境）Windows10、Edge、Chrome、Firefox
 - ・システム利用者

	Edge	Firefox	Chrome	safari
Windows10	○	○	○	

Mac OSX				○
iOS				○
Android			○	

※各 OS、ブラウザのバージョンはプロジェクト開始時に決定する。

【セキュリティ要件】

1) クラウドサービス

- ① ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。
- ② クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。
 - ・ ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証
 - ・ セキュリティに係る内部統制の保証報告書（SOC 報告書（Service Organization Control Report））
 - ・ 情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書（クラウド情報セキュリティ監査制度に基づく CS マークが付された CS 証明書等）
- ③ 当該クラウドサービスのデータセンター（バックアップセンターを含む。）は国内に限ること。

2) セキュリティ要件

- ① Web Application Firewall (WAF) を設置してウェブサイトへの攻撃に対する防御を行い、WAF のシグネチャは随時速やかに更新を行うこと。（また、WAF を導入できない場合は、導入時及び定期的にセキュリティ診断を行ったうえで、脆弱性の対策を行うこと。）
- ② クラウドサービス利用のための接続元を制限する機能を提供すること。
- ③ 公開サーバとなる Web/AP サーバは FW を設置し、DMZ 領域に設置すること。
- ④ ウェブサイトと利用者端末の通信は TLS1.2 以上によって暗号化され、盗聴、情報窃取等の行為を防止するようにすること。
- ⑤ ウェブサイトのシステムフォルダやシステムファイルに適切なパーミッションを設定するとともに、ディレクトリインデックスの表示を禁止する等、不正アクセスや非公開情報の意図せぬ公開等を防止すること。
- ⑥ ソフトウェアバージョン情報等、攻撃者に利する不要な情報の公開や通知は、行わないこと。
- ⑦ OS やミドルウェア、アプリケーションのインストール時に標準で作成されるアカウントやテスト用アカウント等、不要なアカウントは削除すること。また、Web サイトを構築、運用するサーバにおいて、不要なサービスやポートを停止すること。
- ⑧ 脆弱性が判明し、修正プログラムが提供されていないソフトウェアは採用しないこと。
- ⑨ OS やミドルウェア、アプリケーション等は常に最新のバージョンを適用すること。
- ⑩ システムの認証ログを取得のうえ 1 年以上証跡を保存し、委託者の求めに

応じて提供すること。

- ⑪ システムの操作ログを取得のうえ1年以上証跡を保存し、委託者の求めに応じて提供すること。
- ⑫ Web サイトにおけるアクセスログを取得のうえ1年以上証跡を保存し、委託者の求めに応じて提供すること。
- ⑬ 管理運用環境へ接続する端末を限定し、PKI や IP アドレス等による接続制限をすること。また、管理者用の作業アカウントについては、必要最低限の権限設定とすること。
- ⑭ パスワードを用いた認証を行う場合は、複数の文字種を組み合わせつつ一定数以上の文字数にする等、推測が困難な値を設定すること。なお、多要素認証が利用可能な場合は、多要素認証を利用すること。
- ⑮ 不正プログラム対策ソフトを導入すること。
- ⑯ サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能が組み込まれることがないように開発すること。
- ⑰ 開発したシステムに対する脆弱性診断を実施し、リスクの高い脆弱性が発見された場合は改修を行って再度脆弱性診断を実施すること。脆弱性診断の結果については、脆弱性診断結果報告書にとりまとめ報告し、委託者の了承を得ること。

3) 運用、その他要件

- ① クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前（サービス廃止等の最短1ヶ月前。）に担当部署へ通知すること。
- ② クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された委託者のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に開発事業者から書面で報告すること。
- ③ クラウドサービス上で稼働するサーバにおけるアクセスログ等の証跡を保存し、担当部署からの要求があった場合は開発事業者より提供すること。また、必要なログについて開発事業者が取得出来ない場合には開発事業者からクラウドサービス事業者に依頼の上、文部科学省に提示すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。
- ④ インターネット回線とクラウド基盤との接続点の不正接続を監視すること。
- ⑤ クラウドサービス及びクラウドサービス上で稼働する開発環境における脆弱性（ぜい）弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。
- ⑥ クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標（RPO）等の指標を提示し、委託者に承認を得ること。（なお、文部科学省の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。）
- ⑦ クラウドサービス上で取り扱う情報について、完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実にすること。
- ⑧ 委託者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に回収、移行、および抹消できること。

- ⑨ 本業務において、委託者に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。
- ⑩ 委託者に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、委託者において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、クラウドサービスプロバイダ自ら、当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。
- ⑪ 本 Web サイトを構築、運用するサーバには、改ざん検知機能及びウイルス対策ソフトウェアを導入していること。
- ⑫ その他の要件
 - ・ 係争の際には、国内法が適用されること。また、係争の際の所管裁判所は東京地方裁判所とする。
 - ・ セキュリティインシデント発生時に、クラウドサービスプロバイダから利用者へ、原因分析および報告があること。

なお、想定しているポータルサイトの最低限の仕様やコンテンツ内容は以下のとおりであり、魅力的かつ使いやすい形で提供できる機能を実装すること。

- ① 文部科学省の指定校事業（※）で研究開発に取り組んだ高等学校や、その他の高等学校における特色・魅力ある取組を取材し、写真や記事、動画等のコンテンツを作成の上、掲載する。

なお、横展開につなげるためには、その学校の素晴らしい取組内容だけでなく、その学校がなぜその研究開発や特色化・魅力化に取り組んだか（どういう課題があったか）、取組によってどう変わったか、苦労した点、それをどう克服したか、これから取り組む学校へのアドバイスなど、他の学校の実践につながるような具体的な内容や見せ方の工夫が求められることに留意すること。
- ② 学校の取組に関するコンテンツは、事業実施期間中にあわせて 70 校程度（⑤に係るものを除く）を作成するものと想定。また、一定の基準を満たせば、教育委員会や学校独自で作成しているコンテンツを掲載することも可能とするように、文部科学省と協議のうえ掲載基準を策定して運用するものとする。
- ③ キーワード検索など、サイト訪問者が気になる取組や類似の取組を簡単に検索することが可能な機能を付与する。（例：「グローバル」「文理横断」「地域と協働」・・・等々）
- ④ 文部科学省と協議の上、文部科学省で作成したページ・コンテンツや、他省庁・地方自治体等で作成した既存の情報へリンクできるようにする。
- ⑤ 構築するポータルサイトは、現在公開している文部科学省ウェブサイトの環境へ掲載すること。なお、その際に掲載可能なコンテンツは静的コンテンツであることに留意すること。また、構築するポータルサイトへは、「学び続ける高校プラットフォーム 미래の職員室 (<https://www.mext.go.jp/mirashoku/>)」に掲載されているコンテンツを移行するものとする。また、コンテンツを移行するにあたっては、文部科学省と協議の上、取捨選択を行うことができるものとする。
- ⑥ スマートフォンや、タブレットでも閲覧可能な仕様とする。

- ⑦ 2年目以降は、1年目の成果や課題を踏まえ、コンテンツの充実や、広報ツールの更なる検討等を行う。
- ⑧ その他以下のことに留意することとする。
- ・コンテンツごとに、印刷可能なPDFファイルなどを添付できること。
 - ・コンテンツに関連情報が掲載されたサイトのURLを設定できること。
 - ・文部科学省の職員がコンテンツマネジメントシステム（以下、「CMS」という。）を用いて容易に更新できるようにすること。
 - ・CMSでの更新範囲については文部科学省と協議の上要件を取りまとめ、コンテンツ運用事業者と実現可能性について協議すること。
 - ・CMSテンプレート化範囲検討後、テンプレート作成期間を含めたスケジュールを検討すること。
その際、テンプレート作成期間については文部科学省、コンテンツ運用事業者と協議の上決定すること。
 - ・CMSテンプレート作成期間においては、コンテンツ運用事業者からの質疑に対し回答を行うこと。
 - ・CMSの操作方法やホームページの管理について「運用マニュアル」および「操作マニュアル」を作成すること。なお、特別な知識を持たない一般職員でも、内容を見て操作ができることを目的とする。
 - ・掲載するコンテンツは、受託者が作成するコンテンツ及び委託者がCMSを用いて作成するコンテンツ（動画を含む）を想定。動画ファイルを設置する場合、通信量の観点から、直接サーバへ設置することは行えません。YouTubeへ動画をアップロードした上で、ホームページ上ではサムネイル画像＋リンクを掲載すること。
 - ・文部科学省におけるウェブアクセシビリティ方針に準拠すること。
(<https://www.mext.go.jp/accessibility/1332696.htm>)

※WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業、新時代に対応した高等学校改革推進事業、地域との協働による高等学校教育改革推進事業、マイスター・ハイスクール事業 等

(2) 職業教育を主とする専門学科におけるデジタル教材活用指導実践事例調査等

- ① 専門高校等において、以下のようなデジタル教材や、最新のデジタル化に対応した産業教育施設・設備等（以下、「デジタル教材等」という。）を活用し、産業界の変化に柔軟に対応した効果的な指導を実践している事例を調査・収集し、その教材とともに指導実践事例をポータルサイトに掲載する。

【教材例】

- ・既存の動画サイトや企業のサイト等からの動画、デジタルコンテンツ等（無償で入手できる教材を優先的に）

- ・ 一般に公開されている動画や写真等を利用し教師が作成した教材
 - ・ 生徒が主体となって作成した実習動画等
 - ・ 市販されている教材
 - ・ 産業界と連携して開発した教材または提供された教材
- ② ①の掲載に当たっては、どのような実践事例なのか、サイト上でわかりやすく表現するとともに、単元の目標、評価規準、指導計画、展開例等の学習指導案の形式でフォーマット化した資料、指導にあたっての工夫点や、教材を選んだ（作成した）背景、産業界と連携した教材の場合は、産業界と協働体制が構築できている背景についても掲載するものとする。
- また、適宜、実際の指導の様子や、教師、産業界、生徒の声などを盛り込んだ動画等を作成し、具体的なイメージが湧きやすいものとするよう留意する。
- ③ ①の掲載に当たっては、専門教科・科目の単元に関連付け、整理する。
- ④ 専門高校における指導に知見のある団体（専門高校における校長会等）と連携し、専門高校におけるデジタル教材等を活用した指導の実態の調査・ヒアリング、また、収集する事例を持つ専門高校の特定等を行い、事業を推進するものとする。
- ⑤ 初年度及び2年度目は、工業科、農業科に関する指導実践事例を優先的に収集・サイト掲載すること。
- ⑥ ⑤以降は、工業科、農業科以外の専門学科の指導実践事例等を収集するとともに、収集した指導実践事例等の効果等を調査分析するものとする。
- ⑦ 原則として、前年度の成果と課題を踏まえ、文部科学省と協議して事業を進めるものとする。

(3) (1) (2) の有効活用を前提とした広報戦略の立案及び実証

普通科改革をはじめとした高等学校の特色・魅力について発信を強化することで、全国の高等学校及び教育委員会等の高等学校教育関係者に向けて、高校生を中心に据えた教育活動の重要性について改めて喚起し取組の横展開につながるよう、また、専門高校等においては、教材を活用するなどし、産業界の変化に柔軟に対応した指導実践事例が実際に教育現場で参考にされ、活用されるよう、ポータルサイトの仕様の工夫や SNS 等の活用等も検討し、ターゲットごとに情報がしっかり届くだけでなく、学校間又は教育委員会間などにおいて容易に情報交換できるような広報戦略を立案し、実施する。その際、目標とそれを測る指標を置き、客観的に効果が測定できるようにすること。

【全体の留意事項】

- 広報やマーケティングの専門知識をもって主体的に提案、実行及び PDCA 管理できる者が、文部科学省担当者との直接窓口となること。事業の進行にあたっては、文部科学省と随時協議すること。
- 事業実施にあたっては、普通科改革をはじめとした高校の特色化・魅力化、専

門高校における職業教育、サイトの構築・運営それぞれの分野について知見を持つ有識者や団体等と連携し事業実施体制を構築の上進めること。

- 広報ツールの制作・運用については、将来的に委託先が変更したとしても十分円滑に引継ぎが行えるよう、詳細な引き継ぎマニュアルの作成・更新を行うこと。

4. 公募対象

本調査研究の委託先は、本事業の内容を的確に実施できる法人又は団体（任意団体含む）とする。

なお、任意団体については、次の①～④までの要件を全て満たすこととする。

- ① 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意見を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すると。
- ④ 団体等の本拠としての事務所を有すること。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

以下を電子媒体により提出すること。

- ① 構想計画の概要が分かるビジュアル資料（様式自由）
- ② 企画提案書（別紙様式1-1）
- ③ 再委託について（別紙様式1-2）
- ④ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ⑤ 誓約書（別紙様式2）
- ⑥ その他参考資料

(2) 企画提案書等の提出方法等

- ① 企画提案書は、用紙サイズをA4縦判、横書きとする所定の様式（別紙様式1-1）を作成すること。
- ② 企画提案書、その他参考資料をそれぞれPDFファイルにして提出すること。
- ③ 3年間の事業内容を記入すること。

※提出する際の電子メールの件名及びファイル名は次のとおりとすること。

【申請者名】（事業名）企画提案書等

(例：【〇〇〇】 (〇〇事業) 企画提案書等)

なお、メール送信時の事故等については、文部科学省は一切の責任を負わないものとする。

(3) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和5年1月10日（火）17時00分必着

提出先：下記「本件連絡先」のとおり。

(4) その他

- ① 企画提案書等は、提出後の差替えや訂正は認めない。また、提出された申請書について不備がある場合、選定の対象とされないことがある。
- ② 企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

7. 事業期間、事業規模、採択予定件数、実施体制

事業期間：事業期間は、原則として3年間（令和4年度～令和6年度）とする。ただし、委託契約については、年度毎に締結することとし、契約期間は委託を受けた日から契約書で定める日までとする。なお、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。

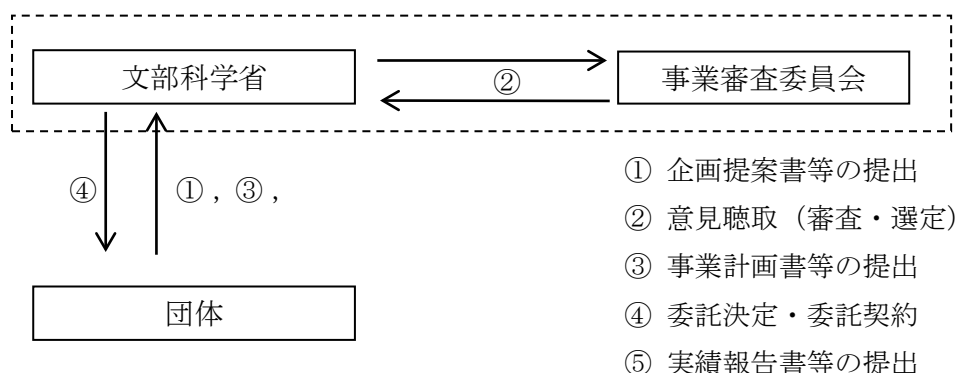
事業規模：計画額の上限は、ポータルサイトを構築する初年度においては30,000千円とし、翌年度以降は30,000千円とする。ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

採択件数：1件（予定） ※採択件数は、事業審査委員会が決定する。

実施体制：事業の実施主体は、以下の要件を満たしていること。

- ① 実施事業の達成目標や、その実現に向けた方法が明確であること。
- ② 本事業の趣旨に合致するテーマを提案し、定められた予算と事業期間の範囲内で事業を実施し、目標とする成果をあげられること。
- ③ 事業を的確に遂行するために必要な実施体制（組織・人員及び設備など）が確保できること。
- ④ 文部科学省の必要とする措置、経理及びその他の事務を適切に処理できる体制であること。
- ⑤ 事業を通じて得られた成果について、報告書の作成等、積極的に社会へ情報発信・普及するための方策が明確であること。

【事業の構成】



8. 公募説明会の開催

開催日時：令和4年12月15日（木）15時30分

開催場所：オンライン開催

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に、E-mailにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上申請すること（申請締切：令和4年12月14日（水）12時00分）。なお、登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

（事前登録宛先）

E-mail：koukou-jigyo@mext.go.jp

9. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書等の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙1）を提出しなければならない。また、企画提案書等の内容の業務を別の者に再委託する計画がある場合は、その再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

10. 選定方法及び選定結果の通知

(1) 選定方法

文部科学省に設置された事業審査委員会において、公募要領及び別に定める審査基準に基づき、審査を実施する。

(2) 審査基準

別添「審査基準」のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、選定結果を通知する。

11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。調整後に提出された事業計画書を基に契約を行う。

なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合意に至らない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

12. スケジュール

- ① 公募開始 : 令和4年12月 9日 (金)
- ② 公募締切 : 令和5年 1月10日 (火) 17時00分必着
- ③ 審査 : 令和5年 1月中旬～
- ④ 契約締結 : 令和5年 1月下旬

※ 上記スケジュールは予定であり、変更されることがあります。

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

13. 経費

本事業に係る経費は、内定後、改めて別途提出を求める事業計画書（「高等学校教育の特色化・魅力化の取組及び指導実践事例に関する効果的な広報戦略実証事業」委託要項（以下「委託要項」という。）5.（1））に基づき、文部科学省と業務の委託を受けようとする団体等が、必要に応じてその事業計画について調整を行ったうえで委託契約を締結し、本事業において経費負担することが適当であると考えられる事項に関して、文部科学省において経費を負担することとする。

また、本事業に採択された団体等が、同時に国の他の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費負担することはできませんので、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理したうえで計画する必要がある。

なお、本事業において使用できる経費の種類は別添「所要経費の使途区分」のとおり。

14. その他

- (1) 全ての委託事業について、年度途中に進捗状況の確認を行う場合があり、そのために必要な関連する報告を求めることがある。
- (2) 決定した企画内容等については、文部科学省及び事業審査委員会の意見により変更を求めることがある。
- (3) 事業の実施に当たっては、法令、契約書及び事業計画書等を遵守し、文部科学省と十分な連絡調整を図り実施すること。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定については、認定の取消などによって申請時と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官付まで届け出ること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 社会情勢等を踏まえた急な公募内容の変更を迫られた場合等においては、公募の延期または中止を行う場合がある。
- (8) その他公募要領に定めのないことについては、委託要項及び初等中等教育局委託事業事務処理要領のとおり。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があるので、事前に準備しておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・事業計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・再委託についての様式（別紙様式1-2）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行口座情報
- ・任意団体に関する事項（別紙様式1-3）

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局参事官付
改革推進係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2022)

FAX : 03-6734-3727

E-mail : koukou-jigyo@mext.go.jp